

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

法第12条第1項				項	目
<p>事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第5項から第7項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。</p>					
10	令第6条 (産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	3	産業廃棄物の埋立処分に当たっては、令第3条第1号イ（ルに規定する場合にあっては、(1)を除く。）及びロ並びに第3号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。	
	令第3条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	1	イ	収集又は運搬は、次のように行うこと。 (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。 (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。	
ロ			一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。		
3		ハ	埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえそその他の害虫が発生しないようにすること。		
20				ニ	埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
				イ	次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。 (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの（別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は附着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は附着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
30	H7.3.30 環境庁・厚生省告示第1号 (環境大臣が指定する自動車（原動機付自転車を含む。）又は電気機械器具の一部)				令第6条第1項第3号イ(1)に規定する環境大臣が指定する自動車（原動機付自転車を含む。）又は電気機械器具の一部は、次のとおりとする。
				1	自動車の窓ガラス
				2	自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）
40				3	自動車のタイヤ
				イ	(2) 第2条第5号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「ゴムくず」という。） (3) 第2条第6号に掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） (4) 第2条第7号に掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。） (5) 第2条第9号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。第7条第8号の2において「がれき類」という。） (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

H18. 7. 27 環境省告示 第105号 (安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物)			<p>令第6条第1項第3号イ(6)に規定する環境大臣が指定する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（鉱さいであるものに限る。）であって、当該産業廃棄物に含まれる別表の第1欄に掲げる物質ごとに同表の第2欄に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であること。</td> <td>昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。</td> <td>日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。</td> <td>規格54に定める方法</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。</td> <td>規格65.2に定める方法</td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。</td> <td>規格61に定める方法</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。</td> <td>規格67.2又は67.3に定める方法</td> </tr> <tr> <td>ほう素又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。</td> <td>規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</td> </tr> <tr> <td>ふっ素又はその化合物</td> <td>検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。</td> <td>規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 第二欄に掲げる基準は、第一欄に掲げる物質ごとに第三欄に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2 検液は、付表に定める方法により作成し、これを用いて検定を行うものとする。</p>	第一欄	第二欄	第三欄	水銀又はその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	カドミウム又はその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法	鉛又はその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	規格54に定める方法	六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	規格65.2に定める方法	砒素又はその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	規格61に定める方法	セレン又はその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法	ほう素又はその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法	ふっ素又はその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法	10
			第一欄	第二欄	第三欄																										
			水銀又はその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法																										
			カドミウム又はその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法																										
			鉛又はその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	規格54に定める方法																										
			六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	規格65.2に定める方法																										
			砒素又はその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	規格61に定める方法																										
			セレン又はその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法																										
			ほう素又はその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法																										
			ふっ素又はその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法																										
1	1	石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成18年7月環境省告示第102号。以下「石綿処分方法告示」という。）第2条第1項第1号又は第3号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物（令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物																													
H18.7.27 環境省告示第102号第2条 (石綿処分方法告示)	1	1	令第7条第11号の2に掲げる溶融施設（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設であるものを除く。）において石綿が検出されないよう溶融する方法	30																											
		3	法第11条第2項の規定により市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、法第9条の3第1項の規定による届出をした市町村の当該届出に係る一般廃棄物処理施設又は当該産業廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合に係る令第5条第1号に掲げる一般廃棄物処理施設であって、規則第12条の2第14項（第6号を除く。）に規定する技術上の基準に適合するものにおいて、規則第12条の7第14項（第11号を除く。）に規定する維持管理の技術上の基準に従い溶融する方法																												
規則第12条の2 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の技術上の基準)	14		令第7条第11号の2に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。																												
		1	外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあっては、この限りでない。																												
		2	次の要件を備えた溶融炉が設けられていること。																												
		イ	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を摂氏1,500度以上の状態で溶融することができるものであること。	40																											
		ロ	イの温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。																												
		ハ	適切な溶融炉内の温度を保つため、溶融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。																												
3	溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。																														
4	排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。																														

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

10	規則第12条の2	14	5	溶融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「溶融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。
	規則第12条の7 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の維持管理の技術上の基準)	14		令第7条第11号の2に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
		1		廃棄物の溶融中に溶融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。
		2		溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに摂氏1,500度以上とし、これを保つこと。
		3		溶融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、溶融処理に必要な滞留時間を調節すること。
		4		溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、規則第12条の2第13項第3号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。
		5		排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
		6		溶融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録すること。
		7		排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
		8		排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
9			溶融炉が適正に稼働していることを確認するため、溶融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。	
10		火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。		
20	H18.7.27 環境省告示 第105号	2		石綿処分方法告示第2条第1項第1号又は第3号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じたばいじんを廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理生成物の基準（平成18年7月環境省告示第101号。以下「基準告示」という。）に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物
	H18.7.27 環境省告示 第101号 (基準告示)	1		規則第12条の7第14項第6号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。
		2		前項の「検出されないこと」とは、位相差顕微鏡を用いた分散染色法及びエックス線回折装置を用いたエックス線回折分析法による分析方法により検定した場合において、石綿が検出されないことをいう。
30		3		前項の分析方法により検定した結果から石綿の有無を判断することが困難な場合は、電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。
		3		石綿処分方法告示第2条第1項第2号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の10第1項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）を行ったことにより生じた産業廃棄物
	H18.7.27 環境省告示 第102号 第2条	1	2	法第15条の4の4第1項の（産業廃棄物の無害化処理）認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）
40		4		石綿処分方法告示第2条第1項第2号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成18年7月環境省告示第100号。以下「無害化処理告示」という。）第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物
	H18.7.27 環境省告示 第100号 第1条 (無害化 処理告示)	1		石綿含有一般廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号。以下「告示」という。）第1項に規定する石綿含有一般廃棄物をいう。以下同じ。）、廃石綿等（告示第2項第1号に規定する廃石綿等をいう。以下同じ。）又は石綿含有産業廃棄物（告示第2項第2号に規定する石綿含有産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る規則第6条の24の4第1号及び第12条の12の16第1号の規定により環境大臣が定める基準は、石綿が検出されないこととする。
		2		
3				前項の分析方法により検定した結果から石綿の有無を判断することが困難な場合は、電子顕微鏡を用いた分析方法により検定することとする。

H18.7.27 環境省告示 第105号	5		石綿処分方法告示第2条第1項第4号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第1号又は第3号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物	10			
		H18.7.27 環境省告示 第102号第2条	1		4	石綿含有産業廃棄物を前3号に掲げる方法による処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（第2号に掲げる方法（無害化処理告示第5条及び第6条の規定が適用される場合に係るものを除く。）による無害化処理を行う設備に投入する場合又は前号に掲げる方法による処理を行う設備に投入する場合には、規則第12条の2第14項第6号イからハまでに掲げる要件を備えた破碎設備を用い、かつ、規則第12条の7第14項第11号イからニまでに掲げる維持管理の技術上の基準に従い破碎又は切断を行う方法に限る。）	
		規則第12条の2	14		6	イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。
						ロ	建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。
						ハ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。
		規則第12条の7	14		11	イ	投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。
						ロ	破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
						ハ	集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
						ニ	集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
		H4.7 厚生省告示 第194号 (平成4年告示)	14		6		石綿処分方法告示第2条第1項第4号に掲げる方法により石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断（同項第2号に掲げる方法により処理するため行う破碎又は切断に限る。）を行ったことにより生じた粉じんを無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物
7	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月厚生省告示第194号。以下「平成4年告示」という。）第14号イに掲げる方法により塵石綿等（令第2条の4第5号トに規定する塵石綿等をいう。以下同じ。）を溶融したことにより生じた産業廃棄物						
イ	令第7条第11号の2に掲げる溶融施設（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう溶融する方法						
8				平成4年告示第14号イに掲げる方法により塵石綿等を溶融したことにより生じたばいじんを基準告示に規定する基準に適合するよう溶融したことにより生じた産業廃棄物			
	9			平成4年告示第14号ロに掲げる方法により塵石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた産業廃棄物			
H4.7 厚生省告示 第194号	14	ロ	法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）	30			
		10	平成4年告示第14号ロに掲げる方法により塵石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんを無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理したことにより生じた産業廃棄物				
令第6条	1	3	ロ	埋立地（令第3条第3号ロに掲げる措置が講じられていない埋立地に限るものとし、令第7条第14号イ及びハに規定する場所を除く。）において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法による措置）を講ずること。	40		
H10.6.16 環境庁告示 第34号 (安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法)				令第6条第1項第3号ロに規定する環境大臣が定める方法は、次のいずれかとする。			
			1	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物を令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物（同号イ(1)若しくは(2)に規定するもの（廃プラスチック類若しくはゴムくず）、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法			

III-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

H10. 6. 16 環境庁告示 第34号	2	<p>工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（前号の規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにする方法</p>
令第6条	1	<p>3 ハ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>(1) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(1)に規定するものを除く。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令（昭和48年総理府令第5号）で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(2) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(2)に規定するものを除く。）であつて、別表第4の2の項から6の項までの第4欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(3) 汚泥（令第6条の5第1項第3号イ(3)に規定するものを除く。）であつて、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(4) 汚泥（令第6条の5第1項第3号イ(4)に規定するものを除く。）であつて、別表第5の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p> <p>(5) 汚泥（令第6条の5第1項第3号イ(5)に規定するものを除く。）であつて、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであつて、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p>
S52. 3. 14 環境庁告示 第5号 (金属等を含む 廃棄物の固形化に 関する基準)	1	<p>令第6条第1項第3号及び令第6条の5第1項第3号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第3項に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は次のとおりとする。</p> <p>1 結合材は、水硬性セメントであることとし、その配合量は、コンクリート固型化物1m<sup>3</sup>当たり150kg以上であること。</p> <p>2 コンクリート固型化物の強度は、埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が0.98MPa以上であること。この場合において、当該一軸圧縮強度は、日本工業規格A1132（1993）に定める方法により作成した直径5cm、高さ10cmの供試体について、日本工業規格A1108（1993）に定める方法により測定するものとする。</p> <p>3 コンクリート固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。</p> <p>イ 体積（cm<sup>3</sup>）と表面積（cm<sup>2</sup>）との比が1以上であること。</p> <p>ロ 最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。</p> <p>ハ 最小寸法が5cm以上であること。</p> <p>備考 この基準における用語その他の事項でこの基準に定めのないものについては、日本工業規格に定めるところによる。</p>
	1	<p>3 ニ ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。</p> <p>ホ ニに規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、令第3条第3号ロの規定の例によること。</p>
規則第1条 の7の3 (浸出液による 公共の水域及び 地下水の汚染を 防止するために 必要な設備)	1	<p>令第3条第3号ロの規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。</p> <p>1 一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分の場所（以下この条、規則第1条の7の4規則第7条の9、規則第12条の31から規則第12条の35まで、規則第12条の37及び規則第12条の40において「埋立地」という。）（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この条及び規則第1条の7の4第1号イ及びロにおいて同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、一般廃棄物の投入のための開口部及び次号に規定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。以下同じ。）</p> <p>2 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）</p>

規則第1条の7の3	3	保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備	
	4	地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備	
規則第1条の7の4（浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置）		令第3条第3号口の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。	
	1	規則第1条の7の3各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。	
	イ	埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に規則第1条の7の3第1号に掲げる遮水工と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合 同号に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）	10
	ロ	雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において一般廃棄物を埋め立てる場合 規則第1条の7の3第2号に掲げる保有水等集排水設備	
	ハ	保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた規則第1条の7の3第3号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備	
	ニ	埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行った水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が2年以上にわたり最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等を処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 規則第1条の7の3第3号に掲げる浸出液処理設備	20
	2	放流水及び周縁の地下水（埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限るものとし、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、埋立地からの浸出液による埋立地の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された当該水域の水又は当該地下水とする。以下同じ。）の水質の維持を、次のとおり行うこと。	
	イ	放流水の水質を最終処分基準省令別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。	
	ロ	周縁の地下水の水質について最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	30
	ハ	イ及びロに掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。	
3	その他必要な措置		
規則第1条の7の5（公共の水域及び地下水を汚染する恐れがないものとして環境省令で定める場合）		令第3条第3号口ただし書の規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合とする。	40
規則第7条の9	1	令第6条第1項第3号ホの規定によりその例によることとされる令第3条第3号口の規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分（令第6条第1項第3号イに掲げる安定型産業廃棄物のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。）の水質が、最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が1Lにつき20mg以下であること又は化学的酸素要求量が1Lにつき40mg以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。）を行う場合とする。	
	2	規則第7条の9第1項に規定する浸透水の水質は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に掲げる頻度で検査することとする。	
	1	最終処分基準省令別表第2の上欄に掲げる項目 1年に1回以上	